

令和7年度（令和7年10月1日採用予定）
地域おこし協力隊（業務委託型）募集要項

令和7年6月1日

1 募集の目的

下田市は、伊豆半島の南部東側に位置し、天城山系の南端から太平洋に至る豊かな自然に恵まれた人口2万人程のまちです。温暖な気候と地理条件により、四季を通じて様々な草花や果実を楽しむことができ、黒潮が育む豊富な海産物が本市の魅力となっています。さらには豊富に湧出する温泉や幕末開港の歴史、美しい海を活用したマリンスポーツなど、多くの観光資源に恵まれ、東京から電車1本で来ることができるアクセスの良さもあり、首都圏を中心とする多くの来遊客を受け入れる国際観光都市でもあります。しかし一方で、人口減少や産業の減退など本市を取り巻く環境も変化しており、地域社会の担い手不足や空き家の管理不全といった課題も出てきており、今後は移住者の確保や関係人口の拡大などの取り組みをより一層推進していく必要があります。

このたびは、下田市地域おこし協力隊実施要綱に基づき、市の魅力発信及び地域住民と移住希望者との交流機会の創出を担う移住コーディネーターとして、市と共に活動いただける地域おこし協力隊を募集します。

2 主な活動内容

1	魅力発信に係る活動 ・地域資源の調査、情報整理 ・SNS等を活用した移住検討者向けの情報発信 ・移住イベントや移住相談会等への参加、出店 など
2	交流機会創出に係る活動 ・移住検討者からの問合せ受付、対応 ・移住希望者への地域アテンド ・移住体験ツアー等の企画、運営 ・移住後フォローや移住者ネットワークのサポート など
3	その他、地域活性化に資する活動 ・地域行事やコミュニティ活動への参加 ・毎月の活動報告書の提出、年間計画書や報告書の作成 など

3 応募の条件

応募資格 (応募する全ての方が満たす必要があります。)	・三大都市圏をはじめとする都市地域又は一部条件不利地域のうち条件不利区域以外の区域に現に住所を有する方 ・ただし、地域おこし協力隊員であった者（同一地域における活動期間が2年以上であり、かつ解嘱された日から1年以内）、語学指導等を行う外国青年
--------------------------------	--

	招致事業「JETプログラム」を終了した者（JETプログラム参加者としての活動期間が2年以上であり、かつJETプログラムを終了した日から1年以内）又は、海外に在留し市が備える住民基本台帳に登録されていない者で、三大都市圏外の市町村又は三大都市圏内の条件不利地域に生活の拠点を移し住民票を異動させた者は含めるものとする ・採用後、生活の拠点を下田市に移すとともに下田市に住民票を異動することができる方 ・任期終了後も下田市に居住する意向のある方 ・地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条に規定する欠格事項に該当しない方 ・普通自動車運転免許を有している方、又は取得予定の方 ・パソコンの一般的な操作及びSNSの活用ができる方
求める人物像	・地方創生や地方活性化に関心がある方 ・移住コーディネートや人材マッチングに関心がある方 ・地域住民や地域事業者と柔軟なコミュニケーションがとれる方 ・人と接することが好きで、人の話に真摯に耳を傾けられる方 ・下田市に定住してプロジェクトを継続する意思がある方 ・起業や就業を目指し、本市と共に意欲的に取り組む意思がある方

4 採用予定人数

1名

5 雇用形態

移住コーディネーターは、地域おこし協力隊として下田市長が委嘱します。（市との雇用関係無し）

委嘱期間は令和7年度の委嘱日から令和8年3月31日までとし、年度ごとに更新可否を判断し、最長3年間活動を延長することができます。ただし、協力隊員として相応しくないと判断した場合は、任期期間中であってもその職を解くことができるものとします。

6 報酬

267,000 円/月（13,350 円/日×20 日にて算出）

7 活動条件

活動地	デスクは下田市 産業振興課内に設置予定です。 ・イベント等により下田市外にて活動いただく場合もあります。 ・別途、市内に活動拠点を用意いたします。
-----	---

活動時間	08:30～17:15（うち休憩 1 時間） ・活動の実態に応じて始業及び終業時間をご調整ください。	
活動日数	1 か月あたり 20 日	
休日・休暇	週 2 日程度 ・イベント等で休日出勤が発生する場合は別日に振替となります。	
待遇・福利厚生	住居	・住居はご自身でご契約いただきますが、賃料は上限 5 万円/月まで補助します。 ・住居に係る光熱水道費は自己負担となります。 ・転居に係る旅費等の経費については自己負担となります。
	活動経費	・活動に使用するパソコンや事務機は市で用意します。（ただし持ち出し不可） ・活動に使用する携帯電話は市で用意します。 ・活動には自家用車をご利用いただきますが、車両借上料として 3 万円/月を補助します。（燃料費込み） ・その他、活動に必要な消耗品費や出張費については予算の範囲内で補助します。
	社会保険	・国民健康保険、国民年金への加入は自己負担とします。 ・傷害保険はご自身で加入いただきますが、予算の範囲内で補助します。
	兼業	・可（ただし市へ報告が必要）
	その他	

8 提出書類・選考の方法

(1) 提出書類

応募時に提出

・下田市地域おこし協力隊応募用紙：様式指定

最終面接時に持参

・現住所の住民票 : 3ヶ月以内のもの

・普通自動車運転免許証の写し : 表面・裏面

応募用紙の送付先

下田市役所 産業振興課 地域経済促進係：sangyou@city.shimoda.lg.jp

※件名に「下田市地域おこし協力隊応募（移住コーディネーター）の件」とご記載ください。

※本文に「氏名」「現住所」「カジュアル面談の希望有無」をご記載ください

(2) 選考方法

①カジュアル面談（WEB）	・希望者に対して下田市の担当者がWEB面談を行います。 ・担当者から市の紹介や業務内容について説明します。 ・応募検討者からの質問等をお受けします。
②応募書類の受付	・応募用紙を送付いただいて、正式に応募したものとします。
③書類選考	・提出いただいた応募用紙を元に選考を行います。 ・選考結果は応募者全員に通知します。
④最終面接（現地）	・書類選考合格者を対象に、下田市内にて面接を行います。 （7月下旬予定） ・日時及び会場等の詳細については別途お知らせします。 ・面接時には提出書類を持参いただきます。 ・現地までの交通費等は応募者の自己負担となります。
⑤最終結果の通知	・選考終了後に結果を文書で通知します。（8月上旬予定）

(3) 応募受付期間

令和7年6月1日～令和7年7月18日

※応募者多数の場合、早めに締め切る可能性があります。

9 委嘱時期

令和7年10月1日予定

※着任日等の詳細は市と内定者との相談のうえ決定します。

10 担当課

下田市 産業振興課 地域経済促進係

〒415-0011 静岡県下田市河内 101-1

TEL 0558-22-3914（平日 8:30～17:15）

FAX 0558-27-1007